

大阪府消防団充実強化研究会設置要綱

令和4年2月18日
消 保第2174号

(趣旨)

第1条 大阪府内の各市町村消防団(以下「消防団」という。)の充実強化を図ることを目的に、大阪府消防団充実強化研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 消防団の充実強化に係る現状及び諸課題に関すること
- (2) 消防団の充実強化を図る広報に関すること
- (3) その他消防団の充実強化に関すること

(組織)

第3条 研究会は別表に定める職員等をもって組織する。

- 2 座長は危機管理室消防保安課課長をもって充てる。
- 3 座長は必要があるときは、別表に定める職員等以外の者の意見を聞くことができる。
- 4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 研究会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループに必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は消防保安課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日より施行する。

(別表)

消防団充実強化研究会メンバー

大阪府危機管理室	消防保安課長
土木事務所地域防災監(※)	危機管理室が推薦する消防保安課兼務参事(3名)
(公財)大阪府消防協会	(公財)大阪府消防協会事務局長
消防団代表	(公財)大阪府消防協会の推薦する地区支部長(3名)
市町村代表	上記地区支部長が属する市町村消防団事務担当課長(3名)

(※) 土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。

(大阪府地域防災計画による)